

人権啓発施策の推進について

令和7年11月17日

県民生活部総務課 人権推進室

目 次

人権啓発施策の推進

1 「人権文化をすすめる県民運動」の推進	3
2 多様な人権課題に対応した取組の強化	6
3 市町支援事業の推進	9
4 総合的・効果的な施策の推進	10

人権啓発施策の推進

- 人権尊重が文化として定着し、県民がお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」のもと、様々な人権啓発活動を推進する
- 人権侵害事案については、相談から救済へと速やかに繋ぐため、関係機関・団体等との連携・協働のもと、人権擁護に関する啓発や相談等の活動を展開する

1 「人権文化をすすめる県民運動」の推進（38,628千円）

（1）人権啓発フェスティバルの開催

「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間（8月）のメイン行事として人権講演会や体験型イベント等を盛り込んだフェスティバルを開催

- 名 称：ひょうご・ヒューマンフェスティバル 2025inあまがさき
- 開催日等：令和7年8月9日（土）尼崎市記念公園ベイコム総合体育館
- 来場者数：約1,300人



フェスティバル
オープニング式典



フェスティバル人権講演会
渡部 陽一 氏

（2）人権のつどいの開催

人権週間（12月4日～10日）にちなみ、県民の人権意識の普及高揚を図るため、講演会等の「人権のつどい」を開催

- 開催日等：令和7年12月4日（木）県立のじぎく会館



人権のつどい 講演会
高橋 美清 氏

人権啓発施策の推進

(3) 人権総合情報誌「きずな」の発行

人権に関するタイムリーな情報を掲載した総合情報誌を発行し、県民や人権関係機関・団体等に提供するほか、ラジオ放送において情報誌の内容を紹介

- ・発行部数：隔月発行 原則毎号21,000部
- ・ラジオ関西「谷五郎の笑って暮らそう」（毎週日曜日）内で紹介

(4) 人権問題に関する文芸・動画・イラスト作品の公募

人権問題に関する文芸作品等を県民から募集し、優秀作品を表彰するとともに、啓発教材等として活用

- ・名 称：HYOGOヒューマンライツ作品コンテスト
文芸部門、動画部門、イラスト部門
- ・募集期間：R7.5～9月 応募総数 351点

(5) スポーツチームと連携協力した人権啓発

阪神タイガース

- ・開催日等：令和7年6月19日（木）阪神甲子園球場
- ・内 容：バックスクリーン液晶ビジョンでの人権啓発映像の放映、啓発クリアファイルの配布

INAC神戸レオネッサ

- ・開催日等：令和7年11月2日（日）ノエビアスタジアム
- ・内 容：ウォーキングフットボール交流会



ひょうご人権ジャーナルきずな



球場内大型液晶ビジョンによる啓発



ウォーキングフットボール交流会 プレイ風景

人権啓発施策の推進

(6) 人権研修の実施

人権問題についての正しい知識と認識を深めるための各種研修会を開催

研修名	対象	実績（令和6年度）
県・市町職員研修	県・市町において人権啓発や各担当業務リーダーとなる管理・監督職員等	開催回数：5回 受講人数：1,274人 (オンライン受講含む)
特定職種従事者等研修	人権に関わりの深い職種である教職員、医療・福祉業務従事者、消防職員、警察職員、行政書士	開催回数：15回 受講人数：1,140人
中小企業人権啓発セミナー	企業経営者・人権担当者等	開催回数：3回 受講人数：133人

(7) 大学と連携した人権講演会の開催

若い世代への啓発を強化するため、大学生を対象とした人権講演会等を開催

R6年度 人権講演会：県立農業大学校 (25人)

人権学習会：神戸学院大学 (65人)



神戸学院大学での学習会

人権啓発施策の推進

2 多様な人権課題に対応した取組の強化（10,058千円）

（1）部落差別解消に関する啓発

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、部落差別解消に向けた県民の理解と認識を深めるため、地域の啓発を担う市町担当職員等の研修の充実を図るほか、ネット社会における部落差別と人権をテーマに制作した啓発DVD「大切な人」(R5) を活用し、県民、企業、公立学校、県市町職員等へ幅広く啓発

（2）北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する啓発

政府拉致問題対策本部や市町等と連携し、映画上映会や啓発パネル展等を開催

ア 映画「めぐみ」上映会の開催（主催：政府拉致問題対策本部・兵庫県・朝来市）

- ・開催日等：令和7年8月23日（土）生野マイインホール

イ 啓発パネル展等の実施

- ・県施設・市町施設を活用した巡回パネル展の実施 R7：20か所
- ・拉致問題啓発ビデオ「私たちにできること－拉致問題の解決を願って－」の活用

令和3年度に県立東播磨高校と県が共同制作した映像をYouTube配信やDVDの貸出により、研修会や学校教育等で活用



啓発DVD「大切な人」



映画「めぐみ」上映会

人権啓発施策の推進

(3) インターネット上の人権侵害への対応

ア インターネット・モニタリング事業の実施

差別的な書き込みのモニタリング(監視)を行い、悪質なものは事業者や法務局等へ削除依頼を行うほか、市町職員を対象にモニタリングに関する研修会(年2回)を実施

イ 県弁護士会と連携した専門相談等の実施

区分	時間		場所	内容	R6相談件数
専門相談員	毎週月曜～金曜 9時～17時		県人権啓発協会 (のじぎく会館)	人権侵害に係る相談全般、専門相談機関の紹介等	225件
弁護士	毎週木曜 15時～17時	毎月第3日曜 14時～17時		SNS上の誹謗中傷等に係る情報開示請求方法、訴訟費用・期間等の助言等	50件

※困難事案等については、弁護士、県、県人権啓発協会によるサポートチームで対応

ウ インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例の検討

インターネット上の人権侵害に関し、県が取り組むべき施策や関係者の責務を明確化する条例の制定を検討(12月県会提案予定)

エ 誹謗中傷等防止啓発キャンペーンの実施

- ・SNS広告等を活用した啓発キャンペーン ⇒ SNS広告を活用してアニメーション動画を配信するとともに、デジタルサイネージ(駅、バス車内)、県SNS・HPで知事メッセージ動画を配信
- ・プロスポーツとの連携 ⇒ 著名アスリート選手による啓発メッセージを収録し、各媒体で発信
- ・啓発グッズの配布等 ⇒ ショッピングモール等で啓発グッズの配布等を実施



誹謗中傷等防止啓発ポスター
(プロスポーツとの連携)

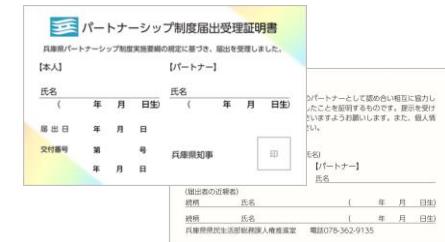
人権啓発施策の推進

(4) 性的マイノリティに関する人権問題への取組

ア 県パートナーシップ制度の運用開始

令和6年4月1日より、県パートナーシップ制度の運用開始

- 届出件数：105組（R7.11.1現在）



パートナーシップ制度届出証明書

イ LGBT電話相談の実施

支援団体スタッフによる専門相談を実施

- 専門相談日時：毎週土曜日 18時～21時（R6実績：84件）



L G B T 専門相談

ウ LGBT出前講座（講師派遣）の実施

性の多様性について、学校等に専門スタッフを派遣し、学習の機会を提供

- R7年度見込み：10件

エ 県内企業の実態調査の実施

性的マイノリティが働きやすい職場づくりの取組状況や課題等の実態を把握するため、県内事業所を対象にアンケート調査を実施し、施策展開に活用

- 調査対象 5,320社（県内の常時使用する従業員の数が50人以上の事業所等）
- 有効回答数 930社

人権啓発施策の推進

3 市町支援事業の推進（345,463千円）

（1）地域啓発活動の支援

ア 人権擁護推進等事業費補助

市町が実施する啓発事業等に対して補助金を交付し、市町支援を通じて県民の人権擁護の取組を推進

＜補助対象＞

- ・啓発支援事業：「人権文化をすすめる県民運動」を推進する事業、住民学習会等地域に密着した啓発事業
- ・擁護推進事業：本人通知制度普及事業、インターネット・モニタリング事業、専門相談の開設 等

イ 人権啓発活動地方委託事業

法務省所管の人権啓発事業を本県が受託し、県内関係市町において、市町域等広域的な啓発活動を実施

＜事業内容＞講演会・研修会の開催、啓発資料の作成・配布等

（2）隣保館活動の推進

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、各種事業を総合的に行う隣保館の運営・整備に要する経費を助成（隣保館設置：20市8町 ※中核市除く）

ア 隣保館運営事業費補助 ＜補助率：3／4（国1/2、県1/4）＞

相談事業、啓発・広報事業、地域交流事業等に要する経費を助成

イ 隣保館施設整備費補助 ＜補助率：3／4（国1/2、県1/4）等＞

老朽化した隣保館の改修整備等を促進するため経費を助成



隣保館（市町設置）

人権啓発施策の推進

4 総合的・効果的な施策の推進（59,146千円）

（1）人権施策推進会議、人権擁護推進懇話会の開催

府内全部局で構成する「人権施策推進会議」において、多様化する人権課題に対応した施策の検討を行うとともに、学識者等で構成する「人権擁護推進懇話会」での専門的見地からの意見を踏まえ、施策を効果的に推進

（2）ひょうご人権ネットワーク会議の開催

様々な人権問題の解決を図るため、人権関係団体、地域・職域団体、行政等が「ひょうご人権ネットワーク会議」の開催等を通じて、人権に関わる啓発・相談・援助等の活動を連携して展開

構成団体・機関数：46団体・15機関

（3）県立のじぎく会館の管理運営

人権に関する研修・啓発・研究等の全県拠点施設である県立のじぎく会館を効果的・効率的に管理運営

＜指定管理者＞公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

＜主な施設＞大ホール、会議室、図書資料室、視聴覚室、相談室、ふれあいルーム 等



県立のじぎく会館